

ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会
 連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101
 サポートねりま内
 TEL 03-3994-2088
 E-mail：support@nerimaunion.org
 HP：www.nerimaunion.or/

戦争法廃止、安倍政権退陣へ練馬から声上げる

6・5国会前大集会に合わせ石神井公園駅前でオール練馬の行動

国会議事堂周辺での「明日を決めるのは私たち 政治を変えよう 6・5全国総がかり大行動」に先立ち、戦争法NO！ねりま集会実行委員会は6月5日11時から、石神井公園駅前で「戦争法廃止を求めねりまスタンディング」を開催し、国会周辺の集会への参加と戦争法廃止の署名を呼びかけました。

党派を超えて、戦争法廃止を求める政党、労働組合、民主団体の関係者70人以上が結集。次々とマイクを握って「貧困・格差を広げ、命をないがしろにする政治を変えるため選挙に行こう」「平和憲法を守るため参院選では是が非でも野党が勝利しなければならない」「戦争法廃止、安倍政権退陣の声を届けるため国会前に行こう！」と訴えました。

その周辺では、多くの参加者が戦争法廃止の署名用紙を持ち、道行く人たちに署名への協力を呼びかけました。「子どもを戦争に行かせたくない」「安倍首相のやり方は嫌だ」と積極的に協力してくれる人も多く、約160筆の署名が集まりました。

最後に、練馬区労働組合協議会の山本智啓議長があいさつし「一人でも多くの『戦争は嫌だ』という思いを署名に託してほしい。これまで、オール練馬で3度の『戦争法NO』の集会を開き、1,000人、1,500人が結集しました。子どもたちの未来のため、『戦争する国、反対』の声を上げていきたい。国会周辺の集会に参加し、さらに大きな声にしていきましょう」と訴え、国会前に向かいました。



プラカードで「戦争法NO！」を訴え



あいさつする練馬区労協の山本議長



風船を配りながら署名への協力を呼びかけた

フジビ闘争に勝利しよう！

どうかつ 恫喝訴訟をぶっとばそう！

—東京労組フジビグループ分会の闘い—

闘いの始まり

2012年9月、荒川区西日暮里の富士美術印刷（以下フジビと言う）が子会社のフジ製版を突然「破産」させ、従業員全員が解雇されました。破産の負債は約8千万円。その9割近くが従業員の賃金・退職金で、これらを踏み倒すための偽装倒産であり、東京労組フジビグループ分会の組合員が多くいたフジ製版を整理するための計画的な組合つぶしのための倒産でした。

都労働委員会への不当労働行為救済申し立て

組合がフジビの団交拒否を不当労働行為として救済申し立てした中で、都労委のすすめによる二回の和解に、組合は「雇用」の一点に絞り、和解の道をさぐりました。しかし、フジビは「パート1名で週三日勤務、雇用は1年で延長なし」という到底受け入れ難い内容で、和解協議は決裂しました。

フジビが恫喝裁判

フジビは労働組合が行う正当な争議行為に対し、違法な業務妨害にあたるとして2200万円の損害賠償請求を労組ではなく当該3名を提訴しました。いわゆる「スラップ訴訟」と言われる、金と力によるフジビの横暴で卑劣な裁判です。2月に出された地裁判決は当該3名に連帯して350万円を支払え。仮執行ができるという不当判決でした。さらに7月の高裁による控訴審判決は、当該と会社側双方の控訴を共に棄却、一審原判決どおり「350万円を支払え」というまたしても不当判決となりました。最高裁に上告して争うことが決まりました。

労働者と労働組合の権利

日本国憲法第21条「集会・結社・表現の自由」同28条「勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権」そして労働組合法第8条「使用者は正当な争議行為によって受けた損害で労組又はその組合員に賠償を請求することは出来ない」。このように闘う権利が保障されています。

闘争勝利をめざして集会とデモ行進

6月9日にフジビ田中会長自宅近くの北区田

端台公園で「決起集会」と地域デモ行進が行われ、200名の労働者が参加しました。練馬全労協三澤議長と練馬ユニオンから4名が参加しました。

集会では主催者のフジビ支援共闘会議、支援者、支援労組、担当弁護士、当該から「このスラップ裁判は私たち全労働者に向けられた攻撃であり、あらゆる社会運動に対する攻撃である。全労働者の力でこの不当判決を跳ね返し、闘争勝利に向けて団結して闘おう！」と怒りの発言が続きました。集会に続いて行われた地域デモには三十数本の組合ののぼり旗をなびかせながら「フジビは子会社倒産の責任を取れ」「組合員を職場に戻せ」「組合つぶしを許さないぞ」「田中会長は恫喝訴訟を取り下げろ」のシュプレヒコールで行進しました。沿道からは拍手や激励の声がかけられました。

共に闘い勝利しよう！

フジビは荒川区内の印刷御三家といわれ、代々田中一族が経営し、フジビ会長が全権力を持ち、倒産したフジ製版の社長は会長の弟です。フジビとフジ製版は一体となっていた同族経営の典型と言えます。

2018年には「旧田中印刷」からの創業100周年を迎えます。中小企業が創業以来100年を継続することはたいへん稀有なことでしょう。これはフジビで働いてきた多くの労働者の汗の結晶です。労働者を犠牲に私腹を肥やし続けるフジビ闘争に勝利するため共に闘いましょう！



200人の大支援

練馬地域ユニオン労働相談から

練馬地域ユニオン労働相談からまなぶ2

★電話相談

病気休暇の期限が切れるので退職日を明記しない退職届を出してしまった。出した後に上司が話をしたいと言ってきたがその後連絡もない。退職届は法的にはどうなりますか。現在は気が変わり退職しないで傷病手当金を申請したいのですがどうしたらいいのでしょうか。

★回答：早急に退職届の撤回と退職の意思がないことを、文書にて会社に意思表示してください。

退職届の撤回について

1. 任意に退職届を出したが退職したくないので退職届の撤回ができるかの判断に当たっては当該退職届が合意解約か一方的な解約かの区別が重要となります。
2. 「退職届」の法的性質
「退職届」には、労働者による「一方的な解約」（辞職）の通知、合意解約の申込、または使用者側からの解約申し入れに対する合意退職の承諾の三つの可能性があり退職届が出されるに至った経緯等を聞き、慎重に判断する必要があります。

合意解約であれ一方的な解約であれ、その効力については、意思表示の瑕疵等の民法上の規定により無効や取消を争うことは可能であります。ただし、合意解約の場合には、相手方が同意するまでは意思表示を

撤回することができるのに対し一方的な解約については意思表示の到達とともに効力が発生し、撤回はできない判例もあります。

3. 撤回の可否

- (1) 「一方的な解約」（辞職）の通知の場合
辞職の意思表示は使用者に到達した時点で効力を生じ、撤回できない。ただし、意思表示の瑕疵による無効・取消の主張はなし得る。
- (2) 合意退職の申込の場合

使用者の承諾の意思表示が労働者に到達する前であれば、使用者に不測の損害を与える等、信義に反すると認められるような特段の事情がない限り、労働者は自由にこれを撤回することができる。

どのような場合に上記「特段の事情」が認められるかは、一概に決することはできないが、退職届提出に至る経緯や動機、会社内部の手続きの進捗状況、撤回までの期間等が考慮されなければならない。使用者の「承諾」があったか否かの判断についても問題となるが、合意解約の意思表示の受理の態様や、受理した者にどれだけの権限があるか等によって個別具体的に判断されることとなります。

(参考資料：第二東京弁護士会

労働問題検討委員会「労働事件ハンドブック 2015年」)

リズム運動のすすめ



体内時計とリズムの関係

夜更かしをしたわけでもないのに、朝起きるのがつらい、すっきりしないという経験はありませんか？誰しも一度は経験があるかと思いますが。

今回は、さわやかな朝で一日を始められるよう、体内時計について御伝えします。

体内時計とは、体の中で昼夜のリズムを刻み続ける役割を果たしているシステムの事を言います。体外の時刻とは独立して動く為、場合によっては時差ボケや疲れ等の症状になり、私達を困らせる原因にもなるものです。昼夜のリズムは、脳の視交叉上核という部位で作られるタンパク質の量に関係していると言われていて、昼は少なく夜に多く生産されるので、この変化で血中やホルモン濃度が変化し、リズムが刻まれるとされています。

体内時計は1日か25時間サイクルなので体外時計の1日24時間サイクルに対して1時間ほど「ズレ」が生じてしまいます。「ズレ」がある分、調整が必要になってくるのですが、調整を怠ると生体リズムが崩れてしまい、目覚めが悪くなるたり、コンディションが上がらなくなったりします。

体内時計の調整には光が関係していて、しっかりと光を浴びることで「ズレ」がリセットされ、朝、昼、夜の24時間リズムが調整できると言われています。

体内時計は大きく「ズレ」が生じると、目覚めが悪い、すっきりしない、不眠等になります。うつ病、肥満、自律神経失調症など様々な身体の不調に繋がってしまいます。朝起きたら積極的に光を浴びて体内時計を調整し、健やかな日常生活がおくれるようにコンディションを整えていきましょう。

特定非営利活動法人 ヘルスランニング